

メール一斉配信システムについて

和歌山高校では、メール一斉配信を行っております。日頃の学校からの連絡事項等を配信しております。是非ご活用ください。

1 導入システム

名称 : RAKUME

(株式会社カレタカ 愛知県名古屋市中区千代田4-3-20-2-1103 052-684-6088)

2 仕組み

送信 (学校) : 管理者・責任者および管理者・責任者が認めた者のみメール一斉送信を行うことができる。(管理者・責任者とは学校長、育友会長を指す)

- ・登録方法は別紙「受信者登録方法」をご覧ください。
- ・受信が不要になりましたらその都度削除してください。
- ・生徒氏名や出席番号などの情報をご登録いただきます。
- ・配信する情報等は学校長又は育友会長が許可した内容についてのみです。
- ・学校からの連絡は内容に応じて文書連絡・メール配信・併用を判断して行います。

3 費用

- ・携帯電話等で受信される場合、通信に係るポケット代金は受信者の負担となります。
- ・維持費用は総額が月額2,200円となり、育友会の会計から支出いたします。

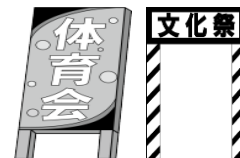
4 送信内容例



重要プリント配布の連絡



育友会活動の案内



天候による学校行事等に



伝染病などによる学級閉鎖



宿泊を伴う学校行事の状況伝達

緊急連絡ツールとして

子どもたちの安全を守るために多くの方のご登録を!



不審者情報や



警報発令による登下校



交通機関の影響による

メール配信システム利用規則

第1章 総則

(利用の目的)

第1条 この規則は、和歌山高等学校育友会（以下単に「本会」という）、および和歌山高等学校（以下単に「本校」という）の活動と学校教育において、会員、教職員の情報共有と情報の伝達、ならびに管理者からの連絡を行うことを目的とする。

第2章 利用者と管理・責任者

(利用者)

第2条 このシステムの利用者は、次のとおりとする。

- (1) 本会会員、およびそれに代わる者 (2) 本校に勤務する教職員 (3) 本校に在籍する生徒
(4) 本校の同窓会役員 (5) 本会が特に認めた者。

(責任者)

第3条 本システムの責任者は、次のとおりとする。

- (1) 育友会活動に関することは、本会会長とする。 (2) 本校教育活動に関することは、本校校長とする。

(管理者)

第4条 本システムを利用してメールを発信できる者は、次のとおりとする。

- (1) 育友会活動に関することは、本会会長、および副会長とする。
(2) 本校教育活動に関することは、メール配信システム管理者・責任者および管理者・責任者が認めた者とする。
(3) 同窓会活動に関することは、同窓会会長とする。

第3章 発信区分とその選択

(情報発信)

第5条 本システムを利用して情報の一斉配信を希望する者は、あらかじめ発信する情報の内容について責任者の承認を得た後管理者に情報発信の依頼をしなければならない。

(情報区分)

第6条 本システムは、次の各号の区分についての情報を発信する。

- (1) 育友会会員向け情報 (2) 育友会本部役員向け情報 (3) 本校1年生に関する情報
(4) 本校2年生に関する情報 (5) 本校3年生に関する情報 (6) 本校教職員向け情報 (7) 本校同窓会役員向け情報

(受信情報の選択)

第7条 利用者はあらかじめ前条各号の情報区分に登録し、システムを利用して情報を受信できることとする。

第4章 登録と解除

(受信登録)

第8条 利用者は、生徒のクラスおよびその他の属性情報を登録し、情報を受け取ることができる。

2. 本システムを受信できるアドレスは、携帯電話、もしくはパソコンとする。

(登録の解除と変更)

第9条 利用者は、本システムの受信登録の解除、および変更をいつでもできるものとする。

(登録期間)

第10条 利用者が本システムを利用できる期間は、本会会員として在籍中、また生徒として在学中、および本校の職員として在任中、ならびに本校同窓会役員として選任された期間とする。

2. 利用者の資格を失った時点は、すみやかに登録解除の手続きを取ることとする。

第5章 情報の保護と制限

(個人情報保護)

第11条 本システムの管理者、および利用者は、メールアドレスなどの個人情報について保護に努める義務を負うものとする。

(発信情報の制限)

第12条 本システムの責任者は、本システムを利用して、次の情報を発信してはならない。

- (1) 個人のプライバシーを侵害する情報、またはその恐れがある情報
(2) 特定個人、および特定組織などへの誹謗・中傷する情報、またはその恐れがある情報
(3) 反社会的な情報、および公序良俗に反する情報
(4) 発信者の私的な目的、および発信者の営利目的の情報

第6章 運用の休止と停止

(運用の休止または停止)

第13条 責任者は、本システムの技術的な理由、あるいは運営上の理由により、情報の発信を利用者に予告なく休止、または停止することができる。

2. 本システムを休止、または停止する場合には、適当な手段により利用者にその旨をすみやかに通知することとする。

附 則

(規則以外の運用事項)

第1条 この規則に定めなき事項及び細則を定める場合は、本会本部会の決定することによる。

(規則の改正)

第2条 この規則は、本会総会において過半数の同意を得られなければ、変更することは出来ない。

(規則の施行)

第3条 この規則は、2024年4月1日より施行する。